

(社)日本クレーン協会について

《事務・事業説明資料》

法人概要

《基礎データ》

【22年度】 【(参考)21年度】

役員	常勤3人 (非常勤36人)	うち 国家公務員出身者	常勤2人 (非常勤0人)	常勤3人 (非常勤0人)
職員	349人 (このほか 非常勤職員38人)	うち 国家公務員出身者	常勤44人 (非常勤1人)	常勤49人 (非常勤2人)
予算	45億円	うち 国からの財政支出	なし	なし

* 役職員数は平成22年4月1日現在、予算額は平成22年度の数値、うち国家公務員出身者についてはそれぞれの年度の4月1日現在、うち国からの財政支出についてはそれぞれの年度の数値

《主な事務・事業》

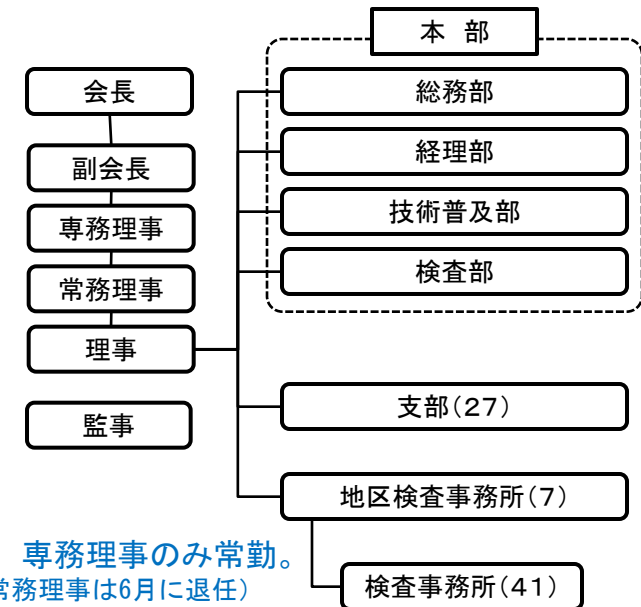
事務・事業	予算 (億円)	うち国からの 財政支出
検査・検定事業(登録事業)	25.4	なし
講習・教育事業(登録事業)	12.8	なし
調査・研究事業	0.7	なし

《組織体制》

〔法人に占める
管理部門の割合〕

		(全体)	9.8%
本部	4部 (29人)	うち管理部門 2部(12人)	41.4%
地方	27支部 (137人) 7地区検査事務所 41検査事務所 (221人)	うち管理業務 担当(26人)	7.3%

* 7地区検査事務所については、平成22年10月1日に廃止済み。



* 専務理事のみ常勤。
(常務理事は6月に退任)

検査・検定・講習・教習の概要

《検査・検定・講習・教習概要》

1. 検査・検定・講習の概要

添付図(p7)を参照

2. 検査・検定・講習・教習の実績(平成21年度)

性能検査	: 93,985件
型式検定	: 90件
技能講習	: 47,718人
実技教習	: 1,156人

(参考)実施件数の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
性能検査	92,959件	93,840件	93,523件
型式検定	81件	86件	88件
技能講習	52,668人	56,894人	54,847人
実技教習	1,077人	1,217人	1,174人

3. 検査・検定・講習・教習手数料(平成22年度)

性能検査	: 9,900円～149,100円
型式検定	: 422,300円(新規) / 24,300円(更新)
技能講習	: 16,200円～ 40,500円
実技教習	: 90,000円～112,300円

- ※ 検査: 機械の種類(クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター及びゴンドラ)・大きさ等に応じた額
検定: 新規・更新、試験の種類に応じた額
技能講習、実技教習 : 内容に応じた額

《登録制度の趣旨・他法人の登録状況》

1. 登録制度の趣旨

(1) 移行の経緯

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)において、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする。」とされたことを踏まえ、平成15年度末より、それまでの指定制度から登録制度に移行したものの。

(2) 登録基準(例: 性能検査)

- ・検査に用いる機械、器具その他の設備
- ・検査員の数及び要件
- ・検査長の選任
- ・公正・中立な検査の実施体制 など

(3) 更新制度 あり(5年)

2. 他法人の登録状況

添付図(p7)を参照

登録機関としての状況(①)

《性能検査実施体制》

- * 性能検査の実施箇所・場所
性能検査は、全国41か所の検査事務所から検査員を機械設置事業場等に派遣して実施。
- * 担当人員数(平成22年10月1日)
176人(常勤148人、非常勤28人)
- * 実施事務の他法人への委託:なし

《型式検定実施体制》

- * 型式検定の実施箇所・場所
型式検定は、書面審査及び単体試験は本部で実施。実機試験については、受検者が希望する試験場所に検定員が出向いて実施。
- * 担当人員数(平成22年10月1日)
2人(常勤2人)
- * 実施事務の他法人への委託:なし

《技能講習・実技教習実施体制》

- * 技能講習・実技教習の実施場所
全国27カ所の支部が民間等の会場を借用して実施。
- * 担当人員数(平成22年10月1日)
822人(常勤62人、非常勤760人)
- * 実施事務の他法人への委託:なし

《性能検査の収支状況》

性能検査の収支状況
平成21年度: 63,155千円
国からの補助金:なし
(参考)収支状況の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収支差	▲43,420千円	77,996千円	▲128,548千円

《型式検定の収支状況》

型式検定の収支状況
平成21年度: ▲262千円
国からの補助金:なし
(参考)収支状況の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収支差	▲2,778千円	▲2,300千円	▲1,980千円

《技能講習・実技教習の収支状況》

技能講習・実技教習の収支状況
平成21年度: ▲78,951千円
国からの補助金:なし
(参考)収支状況の推移

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収支差	25,501千円	99,114千円	8,541千円

登録機関としての状況(②)

《性能検査手数料の積算根拠》

性能検査手数料:検査・検定・講習・教習概要の3参照
人件費、物件費を考慮して定めており、例えば、つり上げ荷重5t未満の天井クレーンに係る性能検査の料金は、

人件費	9,662円		
物件費	6,259円	計	15,921円

端数処理を行い、検査手数料16,000円としている。

《型式検定手数料の積算根拠》

型式検定手数料:検査・検定・講習・教習概要の3参照
人件費、物件費を考慮して定めており、過負荷防止装置に係る型式検定の検定料金は、
【新規検定】

人件費	303,587円		
物件費	118,708円	計	422,295円

端数処理を行い、検定手数料422,300円としている。

【更新検定】

人件費	17,289円		
物件費	6,977円	計	24,266円

端数処理を行い、検定手数料24,300円としている。

《技能講習・実技教習手数料の積算根拠》

技能講習・実技教習の手数料:検査・検定・講習・教習概要の3参照

会場借料費、講師謝金、人件費、事務所経費等の経費を考慮して定めている。

(例)玉掛け技能講習

会場借料費	1,950円
講師謝金	4,270円
人件費	5,000円
事務所経費	2,940円
その他経費	3,250円

計 17,410円

端数処理を行い、技能講習手数料17,500円としている。

調査・研究、広報啓発活動等の概要

《専門委員会》年間合計約80回開催

クレーン災害を防止するための技術的事項について研究する委員会を開催。

1. クレーン委員会
2. 移動式クレーン委員会
3. エレベーター委員会
4. ゴンドラ委員会
5. ワイヤロープ委員会
6. つり具委員会
7. クレーン等作業安全委員会
8. 限界状態検討委員会

《ISO/TC96国内委員会》

クレーン等に関するISO規格原案等の検討。

1. ISO/TC96国内委員会の開催
2. ISO/TC96国際会議への参加

《JIS原案作成委員会》

クレーン等に関するJIS原案及び改正案の検討。

1. JIS原案等の作成
2. 工業標準調査会における審議対応

《広報啓発活動》

1. 「クレーンの日」に係る安全活動の実施
2. クレーン等安全競技大会の開催
3. 全国クレーン安全大会の開催
4. 優良クレーン運転士等の表彰
5. 機関誌「クレーン」等による情報提供

《技術セミナーの開催》

1. 専門委員会の研究成果(日本クレーン協会規格等)の普及のための技術セミナーの開催
2. 日中韓アジアクレーン安全シンポジウムの開催

《安全教育等の実施》

1. クレーン運転等の特別教育
2. クレーン運転士等の安全衛生教育
3. 天井クレーン等の定期自主検査に係る安全教育
4. クライミングクレーン組立・解体作業指揮者等に係る安全教育

労働安全衛生法に基づく検査・検定・講習・教習制度について

検査・検定(「物」に対する制度)

講習・教習(「人」に対する制度)

性能検査

クレーン等の特定機械は、経年劣化に加え、使用中に高い負荷を受けることから、使用とともにジブ等の部材に亀裂等の損傷を生じる恐れがある。このため、定期的に劣化及び損傷の有無等の状況をチェックして、継続して使用できるかを見極める検査(性能検査)が必要。

(法第41条)

型式検定

クレーン等に耐荷重以上の荷を吊ることによる災害を防止するために、クレーン等の過負荷防止装置については、装置が有効に作動するか等についての構造要件を満足しているか否かを型式ごとに確認することが必要。

(法第44条の2)

技能講習

床上操作式クレーンの運転、荷の玉掛け作業等は、荷をつり上げて移動する際における荷の振れによる荷との激突や不適切な荷掛けによる荷の落下等の重大な災害を防止するために、クレーンの操作方法や荷の適切な吊り方等に関する知識及び技能等が必要。

(法第14条、第61条)

クレーン等実技教習

本教習を修了することで、つり上げ荷重5t以上のクレーン・デリック及び移動式クレーンの運転の業務に就くことができるクレーン・デリック運転士及び移動式クレーン運転士免許試験の実技試験を免除される。

(法第61条)

一定の要件に適合し、かつ、行政の裁量の余地のない形で登録

厚生労働大臣登録

(法第53条の3)

登録性能検査機関

4機関

公益法人(2)
株式会社(2)

厚生労働大臣登録

(法第54条)

登録型式検定機関

1機関

公益法人(1)

都道府県労働局長登録

(法第77条)

登録教習機関

床上操作式クレーン運転技能講習
:152機関(公益等(88)、株式会社等(64))
小型移動式クレーン運転技能講習
:370機関(公益等(166)、株式会社等(204))
玉掛け技能講習
:476機関(公益等(224)、株式会社等(252))

都道府県労働局長登録

(法第77条)

登録教習機関

クレーン運転実技教習
:32機関(公益等(10)、株式会社等(22))
移動式クレーン運転実技教習
:55機関(公益等(14)、株式会社等(41))

受検申請 ↑ 受検料

受検希望者

受検申請 ↑ 受検料

受検希望者

受講申請 ↑ 受講料

受講希望者

受講申請 ↑ 受講料

受講希望者